

---

## 第2回 垂水市新庁舎建設検討委員会 会議録

---

■日時：平成29年8月25日（金）15:00～17:05

■場所：垂水市役所3階 第1会議室

---

### ■出席者

#### 【垂水市新庁舎建設検討委員会】

鯨坂委員長・川井田副委員長

林 委員・日高委員・篠原委員・安藤委員・黒川委員・前田委員・後迫委員

和田委員・山口委員・菅 委員

（欠席）橋口委員・角野委員

#### 【事務局】

企画政策課長・同課課長補佐・同課主幹兼政策推進係長・同課政策推進係主任主事

---

### 1. 開会

（事務局） 本日は、お忙しい中、本委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

開会の前に、ご協力のお願いがございます。本日は、庁内で消防訓練が予定されております。消防訓練は、4時から行われますが、多少、騒々しくなりますので、ご了承ください。

それでは、ただいまより、第2回垂水市新庁舎建設検討委員会を開催いたします。はじめに欠席委員の報告を行います。本日、橋口委員、角野委員は所用により、欠席との報告を受けております。以上、2人の欠席がございましたが、垂水市新庁舎建設検討委員会設置要綱第6条第2項により、過半数の委員の皆さんのご出席をいただいておりますので、委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

これから先は、鯨坂委員長に、審議の方の議長を務めていただきたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

### 2. 協議

（委員長） 鯨坂です。今日もよろしくお願いいたします。鹿児島は非常に暑くて今日もいい天気ですが、東北とか東京は雨が續いていて、東北に行くとは今年はお米がかなり取れないのではないかという話になっているようです。東と西とでは別世界の状況で、まだ暑い中ですがたくさん意見を出していただければと思っております。

それでは、進めさせていただきます。

はじめに、前回の会議録ですが、内容について問題なければ、このままホームページに公開することよろしいですか。

（委員） <異議なし確認>

（委員長） 会議録の取り扱いについては、よろしくお願いいたします。

それでは「基本構想に対する提言について」です。前回、庁内でまとめた庁舎検討報

告書の説明がありました。皆様方の意見をまとめ、本委員会として、提言するという  
ことになっておりました。はじめに、事務局より、各委員の意見のとりまとめについて、  
報告をお願いします。

(事務局) ※事務局説明

・資料1～4をもとに説明(検討報告書に対する意見のとりまとめ)

(委員長) ありがとうございます。かなり事務局からの説明、量があったのですが、質疑、意見、  
また今日のお話を聞かれて追加のご意見等ありませんか。

(A委員) 8ページの20番のところで、回答の時に財源確保を優先させることをご理解くださ  
いとあったが、他の公共施設の統合は、今はコストの方が優先ということでご理解くださ  
いというご説明だったのでしょうか。

(事務局) この庁舎について、まず早期の整備が求められている話ですが、有利な事業債を活用  
するためには平成32年までに着工しないといけないということです。もう少し有利な  
財源確保策、例えば、この事業債がもう少し期間があったり、有意義な事業があったり  
すれば、もっとより深く庁舎の複合化計画の検討はできたかもしれません。なお、総合  
管理計画の中でも明確に他の公共施設と一緒にする形で整備するとはされていないと  
ころです。

(A委員) なぜ、質問したかという、市庁舎の中に例えば、コミュニティの広場がほしい。み  
んなが集えるようなそういう目的も果たせるといいのではないかという意見も多かつ  
たと思うからです。例えば、図書館とかを市庁舎の中に公共施設として入れる、とい  
うのもいいのではないかと思ったので疑問に思いご質問に出させていただきました。

(委員長) 今の話ですと、先ほど説明がありました有利な事業債を活用するために、平成32年  
までに着工したいということで、今、市庁舎の検討を進めていること。A委員からは、  
機能として図書館みたいなものがあるといいのではないかという話でございました。  
これは今後検討の余地はあるのですか。

(事務局) 具体的に図書館という名称がでてきましたが、勉強の施設、現状本市の図書館の位置  
づけ、公共施設等総合管理計画の中の位置づけで考えますと、今回の庁舎の統合の中  
では図書館が適切といったようなことは考えていないという現状でございます。ただ、今  
言われましたように集えるエリアの構築といったものについては、今後、設計企画の中  
で盛り込めるやり方、例えばエントランスロビーとか、そういったものの中でできる部  
分もでてくるだろうと思います。個別具体的に例えば図書館といった形では現状では何  
も建設計画の中では考えていないということでご理解いただきたいと思ひます。

(委員長) 項目検討の中で市民がそのような施設の導入を要望する可能性はあるが、現実的に簡  
単にはできない。ということでよろしいですか。

(事務局) 施設というよりもエリアという考え方になろうかと思ひます。

(B委員) 今の図書館の事ですがこれからIT化といいますか、いろいろ進んでいきますので、  
とにかく場所のスペースさえあれば、そのパソコンで閲覧して必要な分を見ることが  
できる世の中になってくると思う。

(事務局) 図書館のあり方については、システムの中で、例えば本市の図書館に児童書や希望す  
る本がどこにあるか、県にはあるとか鹿屋の図書館にもあるとかいったような形の中で  
それが連携できるシステムの構築は進められており、本市は県の図書館との連携はされ

ております。今言われたように返却場所とかといったような捉え方とかという部分は可能になってくるだろうと思います。ただ、市立図書館が庁舎の中にあるといった位置づけの中で今現状の図書館があつた場所にごさいます。ましてや公共施設等総合管理計画の中での今現在まだ新しい施設でございますので、それぞれの位置づけについては分室というか返却場所としてのエリアとして考えられるのではないかと思います。

(A委員) 分室としては考えられる事はあるかもしれない。

(事務局) 分室としての表現が正しいのかどうかわかりませんが、返却場所として『ここでも返せるよ』というような位置づけというような比較的、借りる際の登録のカードとのチェックで、十分できている気がします。

(A委員) 図書館だけではないです。コミュニティの。それこそ図書館とかあるのではありませんかの一つです。

(事務局) 今、図書館の話になっていたのでそういうことでお答えしました。私もコミュニティ広場というかエリアとしての捉え方を今後検討していこうと思っております。

(委員長) よろしいですか。市民が集まるような場をできればつくりましょうということで、そのうちの一つに図書館の一部があつてもいいのではないかというご意見ということでよろしいですか。

(C委員) あの、他の自治体ですとこれから更新していく必要がある施設と複合的に整備する事で今後の維持管理のコストを抑えていっていきべきと事例としてはありますので、そういったことだと思います。事業債を活用するとなれば32年までに着工しないとイケないということと、それを見送ってでも他の事業と複合的施設にすることによって今後の維持管理のコストと天秤にかけた時に果たしてどちらの方がコストとして安くなるのかというのは一つの視点として考えていく必要があるのかということ。もう一つは市町村役場機能保全事業、これを活用する時に役場に必要機能を付随させた時に同じようにこの事業を活用する事が可能なかどうかというところが私としては知らないで、そこが活用できないのであれば複合的な施設というのは構想から外さないといけないのかもしれないし、活用できるのであればそこは検討する必要があるのかという気がするので、事業を複合化したときに活用できるのか、というのは知っておく必要があるのかなと思いました。

(事務局) この事業債ですが、総務省の起債基準に準じたような形になっており、一定の規模であれば大丈夫と思つているところです。それから天秤にかけるという話の部分ですが、一つは老朽化問題、昨日も大きな地震あつたりして、少し驚いたのですが、そういった緊急的なことで議会からも再三言われている課題です。これまで本来は早めに手をつけておかなければいけなかったもの、学校施設を優先して、まず学校からきっちりできたところです。今、やっと庁舎を検討できる段階で調べてみたらこの事業債をうまく適用できるのではないかとことをご理解いただければと思います。公共施設等総合管理計画の中で複合の対象施設があがつているのか確認はしましたが、各公共施設を持つている主管課としては複合してまでというようなレベルではないという理解をお願いいたします。

(委員長) 今後、色々ご意見が出る中で皆さん記憶を残してまた検討したいと思つていますが、よろしいですか。他にご意見はございませんか。

(D委員) 新庁舎位置の検討の結果、みんなそれぞれの各団体の代表の方々がお集まりでしょうが、私は商工会の代表だと思っております。そう考えた場合、市民館のご意見に大賛成ですけれども、例えば旧フェリーの跡地だったら昨日も薩摩半島の方で震度4の地震があった。これから、とんでもない台風もくるのではないかと予測されていますが、なるべく海岸の方はさけて、今の商工会の状態を保つためにも市民館跡地を有効活用する案に大賛成です。垂水市の商店街もなんとか持ちこたえるような垂水市の発展のためというのが私の意見です。

(事務局) 選定の場所につきましては適切な情報、適切な整理を行ったうえでどの場所が適切なのかというのを選定していく形になると思いますので、今言われたようなご意見もある中で評価選定を行っていく形で進めさせていただければと思っております。

(委員長) 街の活性化と防災から考えると市民館跡地がいいのではないかとC委員のご意見でした。検討の際よろしく願います。他にはご意見いかがでしょうか。次に進めたいと思います。

提言書案ですが、今から皆さんに案をお配りして内容についてご意見を頂きながら作成作業を進めていきたいと思えます。まとめたあとは、市長にこの委員会からの意見として提出しようと思えます。事務局の説明をいただきながら進めます。では、最初の前文から願います。

(事務局) ※事務局説明

- ・提言書の活用
- ・提言書案の作成方法

(委員長) 基本構想に入れる5つの基本方針というのは、庁舎検討報告書6ページにある「1市民に親しまれるやさしい庁舎、2市民生活を守る防災拠点としての庁舎、3効率的、経済的な庁舎、4市民に開かれた議会機能を備えた庁舎、5地球環境に配慮し、周辺環境と調和した庁舎」でよいでしょうか。

(事務局) そのとおりです。

(E委員) 基本方針はあとでということで、その前にまず上の文章、まずは建て替えに賛成していると言うような結論をだしたという一言があってもいいのかなと思ったしだいです。

(委員長) 今、E委員からご意見が出ましたがいかがでしょうか。建て替え、新築というのは表現、難しいですね。ただこれから検討する中で新築庁舎の一部を別な用途に使うとか市民会館に使うこともあるかもしれません。ひょっとしたら厳しい財政状況になると新築できなくなるかもしれません。

(B委員) ここは提言だから結局、整備の推進に当たるのに参考にとということにとどめないといけないわけです。この提言が庁舎整備推進にあたって参考にしてくださいと書いてあるじゃないですか。ここが結局提言という形でなされるわけでしょう。議論もまだそこまではしていない。当然そこまで行き着くとは思うのだが、あくまでも提言だから参考という形でだしている。ちょっと大きく捉えているというか。

(委員長) 本委員会の提言の最後の部分「今後の市庁舎の早急な整備に」とし、とにかく早く進めてくださいというのを我々は望んでいますよ、ということくらいでいかがですかね。

(委員) <異議なし確認>

(委員長) 次に進みます。基本方針が「概ね妥当」であるということはいいですね。

- (委員) <異議なし確認>
- (委員長) その次の「効率的・経済的視点、市民に親しまれる視点については、市民の関心が高いと思われることから十分な検討を行うこと」いかがでしょうか。基本方針のところですが、よろしいですか。
- (委員) <異議なし確認>
- (委員長) 次に「新庁舎は垂水のシンボリックな役割が期待されることから」についてもこれでよろしいでしょうか。
- (委員) <異議なし確認>
- (委員長) 特にご意見がなければまた後で戻ってもいいかもしれません。次に2の求められる機能についてお願いいたします。
- (事務局) 求められる機能についてですが、本来は皆さんの要望を盛り込みたいのですが、皆様方の要望は今後また計画づくりの際に資料として提出するよう取り扱います。提言内容ですが「市民の利便性を高める個別施設整備への要望が多数上げられたことから、基本設計段階において、可能な限り反映を行うこと」としました。
- (委員長) 「反映してください」という言い方ですね。せっかく資料1という調査資料があるので、これは公開してもいいのではないかと思います。逆にこれを公開することを皆さんが了解いただければ、これが要望の証になるわけで、これは問題がなければオープンにしたほうがいいのではないかと私は考えます。そうすると今の内容はわかりますよね。どうですか、事務局のほうは。
- (事務局) 今回、意見の取り扱いについては事務局で回答したもの、キーワードで整理したものがありますが、回答の取り扱いに一定の基準がないので、公開の際は意見だけ編集して、例えば「こういう意見がありました」という形で掲載可能かと思います。
- (委員長) 特に回答の必要ないので、意見集でいいのではないのでしょうか。
- (事務局) 公開の際は、意見集として資料の中で整理をして掲載したいと思います。
- (D委員) 例えば、駐車場のスペース、特に今の状態はとてもじゃないけど誇れるような駐車場じゃありません。行政としてはどのくらいのスペースが適当なのかと考えているのか。
- (委員長) 次の新庁舎の規模のところですね。次にいきましょう。
- (事務局) 新庁舎の規模です。「災害時の対応や市民が交流を深めるオープンスペース、駐車場等の確保について努めてほしい」ということで整理しました。また、「延床面積については、必要な機能の確保しつつ、適正規模となるよう算定することと」しました。
- (F委員) 災害への対応という事は避難所としての対応もありますか。私は海潟ですが海潟の避難場所というのがほとんどない。そこらへんを含めた対応となりますか。
- (事務局) 避難場所は垂水市防災計画で避難所として設定されますので防災計画上の避難所として適切かどうかは今後検討されると思います。今回ここでの言葉の使い方では災害が起きた場合、敷地、例えば駐車場などの取り扱いの時にはいろんな自衛隊車両や何かしらの作業をするために自由なフリーなスペースを確保しないといけない。ということで、公有スペース・駐車場みたいなところ。自由に使えるという意味で書かせていただきました。具体的に避難所とかの機能を特別に設定しているわけではありません。
- (B委員) 敷地ではなく、会議室とかいっぱいあるわけじゃないですか。緊急の時は開放できないのか。提言に入れることは必要としない。

- (F委員) 垂水の場合はどこに逃げたら安全かというのが、まず市民のみんなも知らない。
- (B委員) 市役所は災害備蓄を必要最小限にいろいろされるから、是非市役所に。
- (F委員) オープンスペースは屋外だけでなく、屋内にもそういったのがほしい。屋内外のスペース。
- (事務局) フリーとかの表現でどうか。自由に使える必要があるのではないかと。
- (委員長) それではオープンスペースを屋内外のフリースペースでどうですか。先ほど図書館とありましたが、図書館だけが唯一ただで使える公共施設で需要がありますよね。
- (C委員) 適正規模のところですが、何に対して適正なのかとっていて、財政状況からの適正規模、将来人口をふまえた上での適正規模というのがあるかと思えます。適正規模というところの前にそういった文言つけたらどうか。
- (委員長) では「財政状況や将来人口を踏まえて、」でよろしいでしょうか。次にいきます。
- (事務局) 整備位置の説明です。今回、基本構想には整備位置というのは具体的に決めていくわけではなく、整備位置選定の考え方を盛り込むようにしています。報告書の中には、整備位置検討項目として(1)市民の利便性、(2)計画の経済性と実現性、(3)防災拠点・安全性、(4)まちづくりとの整合性の4つの大きな検討項目を示しています。皆様の意見の中でもこの検討項目が概ね妥当だというような考え方で整理がされているとは思いますが、今回皆様方の意見というのは、現在の情報をふまえて「ここがいいのではないか」みたいなご意見が多かったです。しかし、ここについては慎重に検討をする必要があると思っております。よって、「整備位置に必要な項目は適切と思われる」、「選定評価に必要な情報の整理と提供を行い、最適な評価が行えるよう努めること」にしました。
- (委員長) 私から質問ですが、検討項目というのが報告書13・14ページの内容でよろしいですか。ちょっとこれではわかりにくいので、検討項目「市民の利便性、計画の経済性と実現性、防災拠点・安全性、まちづくりの整合性」としてはいかがでしょうか。初めて見る人はわからないと思います。
- (E委員) ここは、前半と後半で主語が変わって、前半は「適切であると思われる」、ということは我々委員会が思っている。後半部分は、市がしてくれる部分ですね。主語が変わっているからわかりにくいですね。
- (事務局) 上については概ね妥当として、選定評価部分は改行しましょうか。
- (委員長) 選定評価の情報の整理と提供を行うでいいと思うのですが、「市民の意見を反映させ」を加えて欲しいですね。
- (事務局) 一行でそのようにしましょう。
- (委員長) では、「選定評価に必要な情報の整理と提供を行い、市民の意見を反映させた上、最適な評価に努める」、それでいいと思います。次いきます。最後のところいきましょう。今後の進め方について。お願いします。
- (事務局) 市民への情報提供とか市民とのコンセンサスとか、そういったご意見が最後に出てきました。市民の皆様代表でもあるこの委員会が今後の情報提供とか情報共有とかそういった意見を出していますので、今回、今後の進め方については、今後の庁舎整備の推進にあたって、様々な手法を用いて市民への情報共有を行い、情報伝達が図れるようにというまとめ方をしました。

- (委員長) 最後の「今後の庁舎整備事業の推進にあたっては、様々な手法を用いて、市民への情報提供、情報共有を図り」とありますが、「情報共有を行い」でいいのかもしれませんが。
- (事務局) 行政では、情報公開、情報提供・情報共有、使いわけをしていて、情報公開とは情報公開条例に基づき市民が自分の権利として申請し行政が公開をするというやり取りのこと입니다。行政から自主的に情報を発信するのは、基本的に情報提供としているところです。
- (委員長) では「市民への情報提供と情報共有を行い、」でいいですかね。他に加える事はないですか。それではこの内容とします。
- このあと、委員会終了後ですが、市長室で提言書を提出する話になっています。お時間ある方は市長室のほうにお願いします。市長はいらっしゃいますよね。
- (事務局) 大丈夫です。
- (委員長) では皆さん、出席をお願いいたします。以上で本日の協議事項は終了しました。事務局それから皆様の方から何かございませんでしょうか。
- (事務局) 本日は提言書の作成、ありがとうございました。次回以降の会議予定ですが、9月下旬か10月を予定しています。委員長と日程調整し皆様方にご案内させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
- (委員長) 他にないようですので、委員会は終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。